

読書アクセスビリティの保障と大学図書館

——所蔵資料テキストデータ化をめぐる——

湯浅俊彦

一、はじめに

近年、日本においても国内で発行される図書の電子化がようやく本格的に取り組まれつつある。

二〇一〇年三月から六月にかけて、文部科学省、経済産業省、総務省が「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」を開催し、関係者を集めて電子書籍市場の活性化を検討した。開催の趣旨は「我が国の豊かな出版文化を次代へ着実に継承するとともに、デジタル・ネットワーク社会に対応して広く国民が出版物にアクセスできる環境を整備することは、国民の知る権利の保障をより確かなものとし、ひいては、知の拡大再生産につながるものである」というものであった。¹⁾

二〇一二年四月には政府が九〇%を出資する国内最大級の投資ファンドである産業革新機構から総額一五〇億円の出資を受け、「出版デジタル機構」が設立され、電子書籍事業に踏み出せない

でいる日本の多くの出版社に対して国費を投じて国内コンテンツの電子化のしくみを整備することになった。

二〇一二年五月に策定された内閣府知的財産戦略本部による「知的財産推進計画2012」にも、「株式会社出版デジタル機構の創設を始め、ポーンデジタルを含む電子書籍市場の進展を踏まえ、民間事業者による協同の取組に対する支援を通じて、著作物のデジタル化やコンテンツ流通の一層の促進を図る。」(短期・中期)(総務省、経済産業省)と著作物のデジタル化の目標が明記されている。²⁾

しかし、『電子書籍ビジネス調査報告書2013』によれば電子書籍の二〇一二年度の市場規模は七二九億円で紙の書籍の市場規模の八〇―三億円に対してわずか九・一%に過ぎない。³⁾ その中でも電子コミックの市場規模が大きく、とりわけ大学図書館で利用するような学術書の電子書籍化が遅れていることが日本の電子書籍市場の特徴である。

本稿では「読書アクセスビリティ」という概念を用いて、視覚

障害者に代表される「読書困難者」にとつて紙媒体の資料の制約がいかに大きなものであるのかを示し、大学図書館における所蔵資料のテキストデータ化による提供の実態を検証し、電子出版が読書アクセシビリティを保障する観点からきわめて有効な手段であることを明らかにする。

本稿の目的は、近年、「紙の本」vs.「電子の本」と二項対立的にとらえる出版二元論に対して、紙の本の世界を広げる電子出版のイメージを具体的に提示することにある。

また図書館サービスにおける「障害者サービス」を読書アクセシビリティという概念を用いることによつてさらに発展させ、ユニバーサルな知識情報基盤を提供する図書館への道筋を探求する。

二、読書アクセシビリティの定義

最初に「読書アクセシビリティ」の定義について検討する。

日本図書館情報学会用語辞典編集委員会『図書館情報学会用語辞典 第3版』（丸善、二〇〇七）や日本図書館協会用語委員会編『図書用語集 3訂版』（日本図書館協会、二〇〇三）には「読書アクセシビリティ」もしくは「アクセシビリティ」の用語は収録されていない。

この用語はICT（情報通信技術）にかかわる各種の事業の中で使われ始めたという経緯がある。例えば総務省の委託事業とし

て「平成22年度 新ICT利活用サービス創出支援事業」が行われたが、その一つに「アクセシビリティを考慮した電子出版サービスの実現」があり、二〇一一年三月に報告書がまとめられている。

報告書では日本規格協会が二〇一〇年に刊行した『高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェアおよびサービス—』にある「アクセシビリティ」の定義、すなわち「様々な能力をもつ最も幅広い層の人々に対する製品、サービス、環境又は施設（のインタラクティブシステム）のユーザビリティ」、さらに「ユーザビリティ」の定義である「ある製品が、指定された利用者によつて、指定された利用の状況下で、指定された目的を達成するために用いられる場合の、有効さ、効率及び利用者の満足度の度合い」を引用して、障害者だけでなく高齢者や腕を骨折した者、メガネをなくした者、暗い環境にいる者などが挙げられていることを強調している。

そして、電子出版のアクセシビリティの実態把握とアクセシブルな電子出版環境を実現するための仕様案やガイドラインを策定することを事業の目的に掲げているのである。

また、立命館大学グローバル・イノベーション研究機構（R-GIRO）では二〇一一年度から研究プログラム「電子書籍普及に伴う読書アクセシビリティの総合的研究」（IRIS）を行っているが、その研究目的として「本プロジェクトでは、日本での電子書籍普及の上で、読書のアクセシビリティをいかに確保する

か、諸問題を分析、国際的に比較しながら整理して課題を明らかにし、必要な政策提言を行います⁵⁾としている。

このように「読書アクセシビリティ」はICT分野から生まれ、電子出版との親和性が高いことを示す用語といえよう。

三、読書障害者とアクセシビリティ

三・一 「読書障害者」にとって紙の本は「本」ではない

これまで視覚障害者、あるいはディスレクシアなど「読書障害者」の多くは、印刷された書籍や雑誌を読むことができなかった。つまり「読書障害者」にとって、紙の本は「本」ではなかったということができる。

公共図書館ではこのような「読書障害者」に対する利用者サービスを「障害者サービス」と位置づけて、さまざまな取り組みを行ってきた。しかし、ここで注意しなければならないことは、図書館が積極的に障害者サービスを開始したのではなく、視覚障害者からの要求があつて初めて実現したということである。

一九六〇年代までの状況は点字図書館に専門資料がほとんどなく、文部省(当時)管轄の公共図書館は視覚障害者が利用できない状況が続いていた。そこで、不用になった点字図書や録音図書を一か所に集めて目録を作り、後輩の「盲学生」に貸出しようとして一九六七年一月に結成された「盲学生図書館SL(スツーデント・ライブラリー)」のメンバーが、一九六九年六月に東京都・

日比谷図書館と国立国会図書館を訪問して門戸開放を求め、一九七〇年から正式に対面朗読などが事業化されたことが、日本の公共図書館における障害者サービスの始まりである⁷⁾。

その後、一九七一年に開催された全国図書館大会岐阜大会で視覚障害者読書権保障協議会(視読協)が大会参加者に「視覚障害者の読書環境整備を―図書館協会会員に訴える」というアピール文を配布し、この大会の公共図書館部会では翌日の全体会で障害者サービスの推進が決議された⁸⁾。

さらに一九八六年のIFLA(国際図書館連盟)東京大会、一九九〇年の国際識字年を経て、障害者サービスはコンピュータなどの新たな情報技術の導入に伴い、パソコン点訳、自動朗読機の開発など新たな進展があつた⁹⁾。

現在では、文部科学省の「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(二〇二二年二月十九日改正・施行)に「障害者に対するサービス」の項目があり、「点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談などによるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施」を求めている¹⁰⁾。

しかし、これまでの著作権法では点字図書館による点訳、録音図書の作成など主体が限定され、公共図書館において録音資料を作成する際には著作権者の許諾を得なければならなかった。

例えば、作家の筒井康隆は次のように書いている¹¹⁾。

「(略)最近増加しはじめたものに、各地の図書館からの身体障害者用無料貸し出しタイプの録音許可願がある。あなたもこれこれの作品をボランティアに吹き出させ、そのテープを難聴者「原文のママ」に貸し出したい。ついでには作品の使用を無料で許可していただきたいというものである。返信用のものが同封してあるが、おれは最近ではこれに返事を出したことがない。出すとすれば誤解なきようだからと説明を書かねばならず、その時間が惜しいからだ。以前には承諾の返事を出していたのだが、ボランティアの主婦らしき人から折り返し問い合わせの手紙や電話があり、これに相当な時間がとられると知ったからだ」

さらに、筒井康隆は次のように続けている。⁽¹²⁾

「どうせ各地の方言で吹き込まれているに決まっているから別段聞きたくもない。大阪弁の小説を大阪弁で吹き込むのならいいが『文学部唯野教授』を変なアクセントでやられてはたまらないのである」

図書館における視覚障害者のための録音図書サービスに協力すること自体、自分の時間を取られる余計な仕事に感じられ、またそれぞれの地域の言語について「変なアクセント」にしか聞けない作家からすれば、紙の本を読むことができない「身体障害

者」「難聴者「原文のママ」は本を読まなければよいではないかと考えるのである。本来ならば自分の作品を読むことができなかった読者が、図書館の利用者サービスによって作品とめぐりあえる、とは考えず、音声訳のためのふりがなを振る作業などを面倒だと感じる作家の資質はおよそ表現者のものとは思えない。しかし、許諾するか、許諾しないかの権利を著作権者は有していたのである。

このような事態を避けるために二〇〇四年四月、日本図書館協会と日本文藝家協会は「公共図書館等における音訳資料作成の一括許諾に関する協定書」を締結し、日本文藝家協会が管理委託を受けた著作権者にかかわる著作者のリストに掲載された著作者の作品については、例外的に事前の許諾を必要とせずに参加図書館は音訳資料の作成を開始できることになった。

そして二〇一〇年一月一日から改正著作権法の施行に伴い、この協定は終了し、図書館は許諾を求めることなく障害者用音訳資料の作成が可能となった。すなわち「著作権法の一部を改正する法律」が、第一七一回通常国会において、二〇〇九年六月一二日に成立し、六月一九日に「平成21年法律第53号」として公布されたのだが、これによって次のことが可能になったのである。⁽¹³⁾

(改正前)

- 主体が点字図書館等に限定。
- 録音図書の作成や、放送番組のリアルタイム字幕の作成・送

信等、限られた行為のみが可能。

○視覚障害者、聴覚障害者のみが対象。

(改正後)

○主体を公共図書館にも拡大(政令で規定)

○デジタル録音図書(デージー図書)等の作成や、映画・放送

番組への字幕・手話の付与等、幅広い行為が可能に。

○発達障害者等も広く対象に。

つまり、著作権法によって著作権者が有する「複製権」と「自動公衆送信(送信可能性を含む)」の権利を制限することによって、「視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者」の新たな読書機会が確保されたのである。

三・二 著作権法改正と図書館による障害者サービスの新展開

この二〇一〇年一月に施行された「著作権法の一部を改正する法律」では、第37条第3項に図書館が視覚障害者等に対して著作物の複製や自動公衆送信を行うことができることが規定されている(新旧の変更部分を傍線で示した)。

(旧)

(視覚障害者等のための複製等)

第三十七条 公表された著作物は、点字により複製することができる。

2 公表された著作物については、電子計算機を用いて点字を

処理する方式により、記録媒体に記録し、又は公衆送信

(放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつて

は送信可能性を含む。)を行うことができる。

3

点字図書館その他の視覚障害者の福祉の増進を目的とする

施設で政令で定めるものにおいては、公表された著作物に

ついて、専ら視覚障害者向けの貸出しの用若しくは自動公

衆送信(送信可能性を含む。以下この項において同じ。)の

用に供するために録音し、又は専ら視覚障害者の用に供

するために、その録音物を用いて自動公衆送信を行うこと

(新)

(視覚障害者等のための複製等)

第三十七条 公表された著作物は、点字により複製することが

できる。

2 公表された著作物については、電子計算機を用いて点字を

処理する方式により、記録媒体に記録し、又は公衆送信

(放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつて

は送信可能性を含む。)を行うことができる。

3

視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者

(以下この項及び第百二条第四項において「視覚障害者等」という。)の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるも

のは、公表された著作物であつて、視覚によりその表現が認識される方式（視覚及び他の知覚により認識される方式を含む。）により公衆に提供され、又は提示されているもの（当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この項及び同条第四項において「視覚著作物」という。）について、専ら視覚障害者等で当該方式によつては当該視覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、当該視覚著作物に係る文字を音声にすることその他当該視覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該視覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者により、当該方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

この著作権法改正を受けて、二〇一〇年二月一八日に「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」（国公立大学図書館協力委員会、全国学校図書館協議会、全国公共図書館協議会、専門図書館協議会、日本図書館協会）が策定された。

ガイドラインを要約すると、以下のような取扱いが示されてい

る。

(1) ガイドラインの対象となる図書館

著作権法施行令第2条第1項各号に定める図書館¹⁵⁾。

(2) 資料を利用できる者

視覚著作物をそのままの方式では利用することが困難な者。

視覚障害、聴覚障害、肢体障害、精神障害、知的障害、内部障害、発達障害、学習障害、いわゆる「寝たきり」の状態、一過性の障害、入院患者、その他図書館が認めた障害。

(3) 図書館が行う複製（等）の種類

視覚障害者等が利用しようとする当該視覚著作物にアクセスすることを保障する方式。録音、拡大文字、テキストデータ、マルチメディアデジジー、布の絵本、触図・触地図、ピクトグラム、リライト（録音に伴うもの、拡大に伴うもの）、各種コード化（SPコードなど）、映像資料のサウンドを映像の音声解説とともに録音すること等

(4) 図書館間協力

視覚障害者等のための複製（等）が重複することのむだを省くため、視覚障害者等用資料の図書館間の相互貸借は積極的に行われるものとする。また、それを円滑に行うための体制の整備を図る。

このガイドラインが画期的であつたのは、資料を利用できる読書困難者の定義がきわめて広範である上に「その他図書館が認め

た障害」と図書館現場の判断に委ねている点である。さらにガイドラインの別表には「障害者手帳の所持」や「医療機関・医療従事者からの証明書がある」などの項目以外に「活字をそのままの大きさでは読めない」「活字を長時間集中して読むことができない」「目で読んでも内容が分からない、あるいは内容を記憶できない」「身体の病状状態やまひ等により、資料を持ったページをめくったりできない」「その他、原本をそのままの形では利用できない」とじつに広範囲の障害を対象としていることが分かる。

四、立命館大学図書館の取組み

立命館大学図書館ではこの著作権法改正を受けて、視覚障害等を有する学生を対象としたテキストデータ提供を全国の大学図書館に先駆けて開始した。

著作権者の許諾なしに大学図書館の所蔵資料をデジタル化し、提供することができるようになったことが直接的な契機だが、その背景には二〇〇七年度に立命館大学「『生存学』創成拠点」が文部科学省のグローバルCOEプログラムに採択され、これに伴い先端科学研究科への障害学生への入学が増加したことが挙げられる。

立命館大学では障害学生の教育を受ける機会の平等を実現するために、すでに二〇〇六年度から障害学生支援室を設置し、正課

授業の支援を行っていた。

また、図書館は学生の自主的学修の支援を行うために、視覚障害学生用PC（音声読み上げ、自動点訳、図形点訳、紙文読取、拡大表示）、拡大読書器、スキャナ、点字プリンタ、墨字プリンタを完備したユニバーサルアクセスルーム（UAR）を設置していた。

さらに、図書資料の出納、館内移動補助、複写補助などの図書館内ガイドヘルプ、図書館ホームページのテキスト表示も行っている。このような障害学生支援の一環としての、図書館資料のテキストデータ化という位置づけなのである。

具体的には二名の専任担当者を配置し、視覚障害等を有する学生が必要とする所蔵資料のテキストデータ化を行っている。図書資料をコピーしてからスキャニングし（写真1）、OCRソフトにかけ、目視による誤変換修正という校正過程を経て（写真2）、テキストデータ化するという手順である。

テキストデータ化された資料はCD-ROMに格納されて利用者に提供される（写真3）。利用者が返却したCD-ROMはカウンター内に別置され、障害のある学生からリクエストがあれば提供される（写真4）。利用者が図書館カウンターに申し出れば「テキストデータ化CD-ROM貸出管理票」に図書館スタッフが必要事項を入力し、貸出・返却の管理を行っている（写真5）。全国の大学図書館でこのような所蔵資料のテキストデータ化による読書困難者への提供を行っている例はほとんどない。



写真1 図書をコピーしてからスキャニング



写真2 目視によって誤変換の修正を行う校正過程



写真3 テキストデータ化した著作物を CD-ROM 化して、利用者に提供



写真4 立命館大学図書館において CD-ROM 化された図書資料

テキストデータ化CD-ROM 貸出管理票

年 月 日受取

学籍番号	有効期限
氏名	

資料名
書誌情報
請求記号
CD NO.

貸出・返却期限	年 月 日	エクセル入力	担当者
～	年 月 日	済	
返却	年 月 日	エクセル入力	担当者
		済	

【貸出】
 ①利用者からCD-ROMを渡し、返却期限日を入力する
 ②貸出管理票（エクセル）に貸出日・返却期限日・状態を入力する
 ③貸出管理票（この用紙）に貸出日・返却期限日・エクセル入力済・担当者を記入する
 ④貸出管理票（この用紙）を「貸出中」のしきりに綴じる

【返却】
 ①利用者からCD-ROMを預かる
 ②貸出管理票（エクセル）に返却日・状態を入力する
 ③貸出管理票（この用紙）に返却日・エクセル入力済・担当者を記入する
 ④貸出管理票（この用紙）を「返却済」のしきりに綴じる
 ⑤CD-ROMを所定の位置に配架する

※貸出管理票（エクセル）
 Co08-041>共有>教職障害者支援業務>使用者別管理票(障害者学生用)>CD-ROM貸出管理票201110
 ~.xls

2011.3 IC作成
 2011.10 IC改訂
 2012.11.7 IC改訂

写真5 「テキストデータ化 CD-ROM 貸出管理票」

立命館大学図書館における視覚障害等を有する学生支援のための図書資料データ化の利用条件は次の通りである。^⑥

(1) 支援対象
 立命館大学の学部生、大学院生（在籍中の正規生）。対象資料は、立命館大学図書館所蔵資料のうち、貸出可能な対応がなされている図書ならびに論文雑誌。マイクログ資料は対象外。他大学に許諾を得たI-L-I-L（図書館間相互貸借）資料も対象。

- (2) 貸出方法
 データは一件毎にCD-ROMに格納し貸出する。利用者の所属するキャンパスの図書館カウンターにて、利用者本人が貸出・返却をする。
- (3) 利用リテラシー研修
 図書館の電子ツール（OPAC、データベース検索）や支援を音声ソフト等によって自身で利用できるようにするため、また図書館利用のルール、本支援利用のルールを理解するために、利用リテラシー研修を必ず受講する。（障害の種類に応じた研修を実施する）。
- (4) 提供できるデータの種類
 PDFデータ、OCRデータ、校正完了済みデータ（一括で格納されたもの・分割（章ごと）で格納されたもの）
- (5) データ貸出件数
 CD-ROMデータ貸出件数は最大一〇件。図書一冊、論文一本を一件と数える。図書の一部のみをデータ化し貸出したときも一件と数える。
- (6) データ提供にかかる期間
 申し込みからデータ提供までの作業期間は、一回の依頼につき、一ヶ月を基本とする。OCRデータは、その他のデータよりも処理を優先し、申し込みからデータ提供までの作業期間は、一件の依頼につき一週間を基本とする。

(7) データ化申請件数

データ化申請は最大一度に三件。

(8) データ貸出期間

一〇〇日間。

(9) データ貸出期間延長

貸出期間は二回に限り延長可能。

(10) データ化の範囲

《OCRデータ・テキストデータ》

・一件につき一つのデータとして作成する。

・一括および分割(目次、章)したデータを作成する。

・資料中の図表、絵、写真などについては、タイトルのみテキストデータ化し、本体は省略する。

・傍点、太字、下線、イタリック体、数式については省略する。

・日本語、英語以外の言語については対応しない。

・外字(パソコンで表示できない文字)は可能な限りひらがなで表す。読み方が不明な場合は伏字(■)で表す。

《画像データ》

・PDF形式による。

(11) 延滞

CD-ROMデータまたは図書資料の返却を延滞した場合、返却期間を過ぎたCD-ROMデータまたは図書資料を返却するまでに、新たな申し込み受付はできない。

(12) 対象資料が他キャンパス所蔵の場合

「キャンパス間文献複写サービス」を利用して資料を取り寄せる。

(13) 対象資料が他機関所蔵の場合

「他大学資料の借用・複写(ILL)サービス」を利用して資料を取り寄せる。その場合、相手機関に「視覚障がい者等の対応によるテキストデータ化」の可否について確認を取る。

このような運用マニュアルは二〇一一年一月四日に作成されたから、二〇一三年二月二日の最新版までのほぼ三年間で八回にわたる改訂を重ね、利用者には図書データ化サービスのルールの周知徹底を図っている。特にOCRソフトにかけてテキストデータに変換する際に誤認識が多くなり、テキストデータが完成するまでに特に時間がかかる資料を下記のように具体的に示して、理解を求めている²⁰⁾。

①文献の引用、図表や写真が多い、文章の中に複数の言語が含まれている学術雑誌・論文

②非常に古い書籍で紙が劣化しているもの、印刷された文字がかすんでいるもの

③飾り文字や文字の背景にさまざまなデザインがされているなど装飾が非常に多いもの

④小さい文字でページの文字数が多いレイアウトになって

いるもの

図書館における読書困難者へのサービスにおけるもつとも大きな課題は、リクエストを受けてからテキストデータ化して利用者に提供するまでのスピードである。テキストデータ化のスピードアップは学修機会の保障という観点からきわめて重要な意味を持つことは明らかだろう。

二〇一二年の中央教育審議会の答申においては、「生涯にわたって学び続ける力、主体的に考える力を持った人材は、学生からみて受動的な教育の場では育成することができない。従来のような知識の伝達・注入を中心とした授業から、教員と学生が意思疎通を図りつつ、一緒になって切磋琢磨し、相互に刺激を与えながら知的に成長する場を創り、学生が主体的に問題を発見し解を見いだしていく能動的学修（アクティブ・ラーニング）への転換が必要である」とされている。

これは教室での講義が主体であったこれまでの大学の授業から、学生が主体的に必要な文献を読むなどの事前学習・事後学習が重要視されてきたことと密接につながっており、大学図書館が学術情報基盤として電子資料を提供できる環境を整備されなければならぬことを意味している。

ところがこのような自学自習を支えるために必要不可欠な学術書の電子化は、日本においてはきわめて遅れた状況にある。

二〇一三年八月に文部科学省・科学技術・学術審議会 学術分

科会 学術情報委員会が発表した「学修環境充実のための学術情報基盤の整備について（審議まとめ）」には日本における学術書の電子化について、次のように指摘している。²²⁾

学術書の電子化において、和書の電子書籍での提供に関しては、著作権の許諾等とともに、出版社、図書館などの関係者全ての納得できるビジネスモデルの構築が必要になることから、現時点では、あまり進展していない。既存書籍の電子化についても遅れているが、文化庁が主体となり、官民連携で国立国会図書館の蔵書を電子書籍化し、配信するモデル実験（eBooks プロジェクト）が実施されるとともに、大手出版社が公共図書館に電子書籍を提供する事業を開始する動きも見られる。

立命館大学図書館では二〇〇六年四月、電子書籍として二五〇タイトルの洋書を購入、無料の洋書三四七タイトルもあわせて公開し、学内のネットワークから利用できるようにするなど、比較的早くから電子書籍の導入を積極的に行ってきた。二〇一〇年一月、OPAC（オンライン閲覧目録）による電子書籍の検索もできるようにし、また二〇一二年七月にはデイスカバリーサービスをスタートさせて、和書の電子書籍の契約も徐々に進めてきた。しかし、現在導入されている電子書籍サービスでは音声読み上げ対応できていないのが現状である。

だからこそ所蔵資料のテキストデータ化が、視覚障害等を有する学生にとっては学修上必須の条件となつて来ざるをえないのである。例えば、教員からレポート課題を出された場合、視覚障害等を有する学生は必要な文献のテキストデータ化を図書館に依頼しても入手までに一ヶ月の期間を要する。多くの文献を速読していく必要がある学生や院生にとつて、必要が生じてからテキストデータ化を依頼することはきわめて不合理である。

音声読み上げに対応できていない電子資料を大学図書館として導入することがもつとも簡便な解決策である。

五、電子出版による読書アクセシビリティの保障

― 障害者差別解消法成立を受けて

これまで考察してきたように、図書資料のテキストデータ化は、読書障害者にとつてきわめて重要な意味を持つ。テキストデータであれば、スクリーンリーダーを備えたパソコンによつて紙媒体のメディアに記された内容が理解できるからである。

しかし、紙媒体の書籍や雑誌をイメージスキャナとOCRソフトを用いてテキストデータ化するには時間とコストがかかりすぎる。そもそも今日では紙媒体の書籍や雑誌もその製版データはデジタル化されたものであり、デジタル化された製版データから紙媒体の出版物を制作し、その紙媒体の版面をまたスキャニングしてデジタル化するのは不合理であろう。

「自炊」と呼ばれる書籍や雑誌をイメージスキャナによつてデジタル化する行為について、著者や出版社は権利侵害として危惧と批判を強めているが、むしろアクセシビリティ保障の観点からも自らが電子出版事業を積極的に進展させることによつて解決する道筋を考へる時期に来ていることは疑いえない。

米国の電子書籍市場では健常者も障害者も本を「読み」、「聴く」ことができる段階に至っている。すでに一九九六年九月に公布された「著作権法を改正する法律」(Copyright Law Amendment, 1996: P.L. 104-197)によつて、米国では次のようなことが実現している。⁽²⁸⁾

従来は、視覚障害者のために無料で著作物のコピーや録音図書の一部作成することはフェアユースとして認められてきたが、一般に配布するための多数のコピーを作成することには著作権者の許諾が必要であった。NLS [National Library Service for the Blind and Physically Handicapped] 盲人・身体障害者全国図書館サービス／引用者注⁽²⁹⁾も許諾を得て図書を作成していた。この改正により、一般の文字情報を得ることのできない障害者のための点訳・録音に際して著作権者の許諾が不要となったのである。

日本で同様の著作権法改正が施行されたのは前述の通り二〇〇一年一月からであり、日本は一三年以上遅れていることが分か

る。

日本の電子書籍市場では、多種多様なデバイスとサービスが混在し、「聴く」ことが出来る電子書籍のタイトル数はそれほど多くはない。アップル社のiPad、iPhone、iPod touchにはVoiceOver機能が搭載されており、またAndroid搭載のスマートフォンやタブレット、さらにAmazon Kindle Storeで購入した電子書籍をiOS用アプリ「Kindle for iPad」によってiPadの日本語音声読み上げ機能を用いて読み上げさせることが可能になっているものの、提供されている電子書籍がまだまだ少ないのが現状である。

二〇一三年六月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（通称：障害者差別解消法）が成立し、公布された。これは二〇〇六年二月の国際連合総会本会議で採択され、二〇〇八年五月に発効している「障害者の権利に関する条約」に批准するために必要な措置であった。障害者差別解消法の公布により、二〇一三年一月、この条約への批准が参議院本会議で承認されている。

この法律の目的は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資すること」（第1条）にある。

ここでいう「障害者」とは「身体障害、知的障害、精神障害

（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」（第2条第1項）と定義されている。

読書アクセシビリティに関連する条文は次の第7条第2項に規定されている「合理的配慮」である。（傍線、引用者）

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

一方、事業者については第8条第2項に以下のように規定されている。（傍線、引用者）

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じ、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

つまり、読書アクセシビリティに関して、行政機関等については「合理的配慮」が義務となり、事業者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く、商業その他の事業を行う者）については努力義務ということになる。

国公立大学図書館や公立図書館が、視覚障害者等を有する者から資料リクエストがあり、その音声読み上げ対応を求められた場合、それぞれの図書館はこれを保障しなければならない。障害者サービスに消極的であった図書館も、「障害者差別解消法」施行以降は合理的配慮を行う義務が生じるのである。

また事業者は努力義務となっているが、実際にこのような図書館に電子書籍貸出サービスを提供する事業者も、顧客である図書館からその対応が求められることになるだろう。

米国では二〇〇九年六月、視覚障害者団体の National Federation of the Blind (NFB) と American Council of the Blind (ACB) が連名でアリゾナ州立大学 (ASU) に対して訴訟を提起している。アリゾナ州立大学が学生に Kindle DX を配布して電子教科書と読み上げ機能についての実証実験を行おうとしたことについて、Kindle DX にはテキスト読み上げ機能はついてはいるが、書籍の選択や購入のメニューが視覚障害者向けにはなっていないため教科書のダウンロードが困難であり、連邦法違反であるとする訴訟である²⁾。二〇一〇年一月に両者の和解が成立したが、このような事例は今後日本でも起こりうるだろう。

日本における「障害者差別解消法」の成立は、これまでの図書館における障害者サービスを大きく発展させる可能性があるという意味で画期的であった。これからの出版ビジネスや図書館事業にとって、読書アクセシビリティの保障は必須のものとなるからである。

まさに冒頭に記した「我が国の豊かな出版文化を次代へ着実に継承するとともに、デジタル・ネットワーク社会に対応して広く国民が出版物にアクセスできる環境を整備することは、国民の知る権利の保障をより確かなものとし、ひいては、知の拡大再生産につながるものである」という「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」の趣旨に沿った展開になっているといえよう。

六、おわりに

自ら視覚障害を有する植村要は次のように書いている。²⁵⁾

〔略〕筆者は、活字書を購入する際、出版社に対してテキストデータの提供を求めている。筆者には視覚障害があり、活字のままではその書籍を読むことができないからである。しかし、一部の出版社・書籍を除いて、多くの場合でその要求はかなえられない。〕

そこで植村要はテキストデータ提供に関して出版社を対象とした調査を行い、提供を困難にしている背景を法的要素、技術的要素、コスト要素、出版社内のルールの四種に便宜上区分して考察している。それにしても、同じ条件下にありながらも提供する出版社と提供しない出版社の違いはいったいどこにあるのであろうか。

電子出版は視覚障害者だけでなく、発達障害、疾病や怪我による四肢のハンディキャップがある読書障害者、さらには運転中や料理中といった読書ができない環境下にある「読書困難者」に出版コンテンツを伝える画期的なツールとなり得る。そうした市場を想定した電子出版ビジネスも検討されるべきだろう。

また図書館は電子資料の収集、利用、保存を積極的に行ってい

くべきである。

公共図書館では、二〇〇八年の「図書館法」改正により、二〇一二年度から適用された「図書館法施行規則」に基づき、図書館司資格科目「図書館資料論」が「図書館情報資源概論」に変更されたが、これは図書館員に求められるスキルも電子資料やネットワーク情報資源の取り扱い全般に拡大していることを示しているのである。図書館における電子図書館的機能として電子書籍等の貸出サービスの充実がさらに求められよう。

公共図書館、大学図書館、学校図書館、専門図書館、そして国立国会図書館といった館種を問わず、利用者に対するアクセシブルな図書館サービスの拡充が喫緊の課題である。

「紙の本」vs.「電子の本」といった二者択一ではなく、電子出版によって読書アクセシビリティが保障され、著作がより多く読まれ、次世代の文化が創造されるこそ重要なのである。

謝辞

本稿執筆にあたっては、立命館大学図書館の田中清子氏とクレオテック・ライブラーサービス部情報サービス課の下庄智紗氏から立命館大学図書館における視覚障害学生等の支援の運用状況について多大なるご教示をいただいた。記して感謝したい。

注

- (1) 「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」開催要綱（二〇一〇年三月一七日）
http://www.soumu.go.jp/main_content/000059072.pdf（引用日：2014-03-12）
- (2) 内閣府知的財産推進本部「知的財産推進計画2012」p.29.
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tieki2/kettei/chizaikeikaku2012.pdf>（引用日：2014-03-12）
- (3) インターネットメディア総合研究所編『電子書籍ビジネス調査報告書2013』インプレス R&D, 2013, p.37.
- (4) 『総務省委託事業 平成22年度 新ICT利活用サービス創出支援事業 アクセシビリティを考慮した電子出版サービスの実現調査報告書』（電子出版制作・流通協議会、二〇一〇）
http://aeb.s.or.jp/ite/EPublishing_accessibility_report.pdf（引用日：2014-03-12）
- (5) 立命館大学グローバル・イノベーション研究機構「IR I-5のごとく」
<http://-irs.jp/>（引用日：2014-03-12）
- (6) 知的能力及び一般的な学習能力の脳内プロセスに特に異常がないにもかかわらず、書かれた文字を読むことができず、読めてもその意味が分からない学習障害の一つ。
- (7) 日本図書館協会障害者サービス委員会編『障害者サービス補訂版』日本図書館協会、二〇〇二、pp.26-27.
- (8) 同上、p.22, 27.
- (9) 同上、p.30.
- (10) 「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyo/hourai/cont_001/009.htm（引用日：2014-03-12）
- (11) 筒井康隆『断筆宣言への軌跡』光文社、一九九三年、pp.151-152.
- (12) 同上、p.153.
- (13) 文化庁「著作権法の一部を改正する法律 概要：障害者の情報利用の機会の確保」
http://www.bunka.go.jp/cho-sakuten/pdf/21_houkaisei_horisu_gayou.pdf（引用日：2014-03-12）
- (14) 「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」（国公私立大学図書館協力委員会、全国学校図書館協議会、全国公共図書館協議会、専門図書館協議会、日本図書館協会）
<http://http://www.jla.or.jp/portals/0/html/20100218.html>（引用日：2014-03-12）
- (15) 著作権施行令（視覚障害者等のための複製等が認められる者）
第二条 法第三十七条第三項（法第八十六条第一項及び第二百二条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める者は、次に掲げる者とする。
一 次に掲げる施設を設置して視覚障害者等のために情報

を提供する事業を行う者（イ、ニ又はチに掲げる施設を設
置する者にあつては国、地方公共団体又は一般社団法人
等、ホに掲げる施設を設置する者にあつては地方公共団
体、公益社団法人又は公益財団法人に限る。）

イ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条

第一項の障害児入所施設及び児童発達支援センター

ロ 大学等の図書館及びこれに類する施設

ハ 国立国会図書館

ニ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三

号）第五条第一項の視聴覚障害者情報提供施設

ホ 図書館法第二条第一項の図書館（司書等が置かれてい
るものに限る。）

ヘ 学校図書館法（昭和二十八年法律第百八十五号）第二

条の学校図書館

ト 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五

条の三の養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム

チ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた

めの法律（平成十七年法律第百二十三号）第五條第十二

項 に規定する障害者支援施設及び同条第一項に規定す

る障害福祉サービス事業（同条第七項 に規定する生活

介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項

に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就

労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設

(16) グローバルCOEプログラムとは、「国際的に卓越した教

育研究拠点形成のための重点的支援」のこと。「平成14年

度から文部科学省において開始された『21世紀COEプロ

グラム』の評価・検証を踏まえ、その基本的な考え方を継

承しつつ、我が国の大学院の教育研究機能を一層充実・強

化し、国際的に卓越した研究基盤の下で世界をリードする

創造的な人材育成を図るため、国際的に卓越した教育研究

拠点の形成を重点的に支援し、もって、国際競争力のある

大学づくりを推進することを目的とする事業」として、日

本学術振興会が審査・評価を行っている。https://www.

jips.go.jp/j-globalcoe/（引用日：2014-03-12）

(17) 二〇一三年二月一三日に立命館大学IRISが開催し

たセミナー「大学図書館における障害学生支援——障害者

差別解消法の成立を受けて」における田中清子「立命館大

学図書館における障害学生支援」（立命館大学図書館）の

発表による。http://kokuchese.com/event/index/126082/（引

用日：2014-03-12）

(18) 二〇一四年二月二一日、筆者が行った立命館大学図書

館の田中清子氏とクレオテック・ライブラリーサービス部情

報サービス課の下庄智紗氏へのインタビューによる。

(19) 立命館大学「視覚障がい学生等の支援（図書資料のデー

タ化の対応）運用マニュアル：2013年12月〜」（2013.12.2

修正版）より抜粋、要約。

- (20) 立命館大学「『図書館資料のテキストデータ化対応』利用リテラシー研修テキスト」
- (21) 中央教育審議会「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～(答申)」(平成二四年八月二八日) p.9. http://www.next.go.jp/component/b_menu/shingi/roushin/_icsFiles/afieldfile/2012/10/04/1325048_1.pdf (引用日：2014-03-12)
- (22) 文部科学省・科学技術・学術審議会 学術分科会 学術情報委員会「学修環境充実のための学術情報基盤の整備についで(審議まとめ)」(平成二五年八月) pp.3-4. http://www.next.go.jp/component/b_menu/shingi/roushin/_icsFiles/afieldfile/2013/08/21/1338889_1.pdf (引用日：2014-03-12)
- (23) 『総務省委託事業 平成22年度 新ICT利活用サービス創出支援事業 アクセシビリティを考慮した電子出版サービスの実現調査報告書』(電子出版制作・流通協議会、2011) p.92-93. http://aeps.or.jp/ric/EPublishing_accessibility_report.pdf (引用日：2014-03-12)
- (24) Wauters, Robin/Takahashi, Nob 訳「視覚障害者団体とマリソナ州立大 Amazon Kindle DX 差別訴訟と和解」<http://jp.tech Crunch.com/2010/01/12/20100111 nb-acb-asu-amazon-kindle-dx/> (引用日：2014-03-12)
- なお、和解に関するプレスリリースは下記。
 “Blindness Organizations and Arizona State University Resolve Litigation Over Kindle” <http://www.primewire.com/news-releases/blindness-organizations-and-arizona-state-university-resolve-litigation-over-Kindle-81131122.html> (引用日：2014-03-12)
- (25) 植村要「出版社の対応とその背景」(青木慎太郎編「視覚障害学生支援技法 増補改訂版」生存学研究センター報告 12) pp.103-129 <http://www.arsvi.com/2010/1003 uk 3.htm> (引用日：2014-03-12)
- (ゆあさ・としひこ) 本学教授

